

下水道事業

下水道を使うためには

◎排水設備について

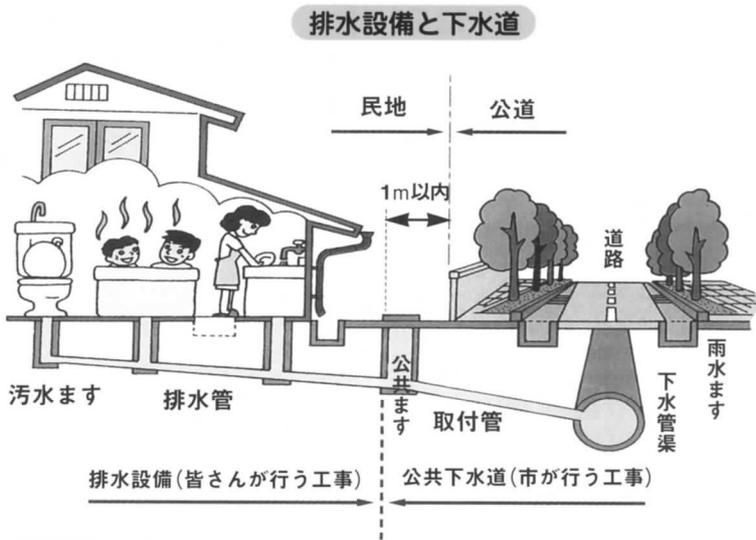
下水道は、市が設置し維持管理する部分(公共下水道)と各家庭で設置し維持管理していただく部分(排水設備)とからできています。

各家庭が下水を流すためには、敷地内においてそれぞれの排水設備工事を行っていただくことになります。排水設備とは、建物から排出される汚水を下水道管に流すための、排水管や汚水ますなどを設置することで、家庭の台所、風呂、トイレなどの流し口から公共ますまでのことを言います。

この排水設備は、使用者(建物の所有者)の個人負担で設置し、管理していただく、いわば、個人の財産とも呼べる施設です。

この排水設備の接続工事は、供用開始後すみやかに設置していただくようご協力をお願いします。

問合せ先 下水道課 庶務担当



雨水は公共下水道に流すことはできませんのでご注意ください。

合併処理浄化槽設置の補助金について

浄化槽法の改正により、平成13年4月1日から浄化槽は、全て合併処理浄化槽の設置が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることが、法律で定められました。

国や市も水環境の保全を推進するために、合併処理浄化槽を設置する住民に対して補助金を交付するなど、積極的に応援しています。

このように、市では補助金制度による補助を行っていますが、対象となる建物、区域、補助対象者などが補助金交付要綱により定められており、次に掲げたものが対象になりますが、不明な点につきましてはお問い合わせください。

◎補助対象とする建物・・・専用住宅(ただし、店舗などの併用住宅は1/2以上が居住の用に供する建物を対象とします)

◎補助対象とする区域・・・下水道事業認可区域外(細部については、お問い合わせください)

◎補助対象者・・・処理対象人員が50人以下の合併処理浄化槽設置者
補助対象外

- 1 建築確認申請または、浄化槽設置届出書を提出せずに設置した場合
- 2 販売または、賃貸の目的で合併処理浄化槽付住宅などを建築(増改築を含む)した場合
- 3 専用住宅または、土地の借受人で設置の承諾が得られない場合

人槽別補助金額

人槽区分	補助金限度額(円)
5人槽	354,000
6~7人槽	411,000
8~50人槽	519,000

問合せ先 下水道課 庶務担当

水道課からのお知らせ

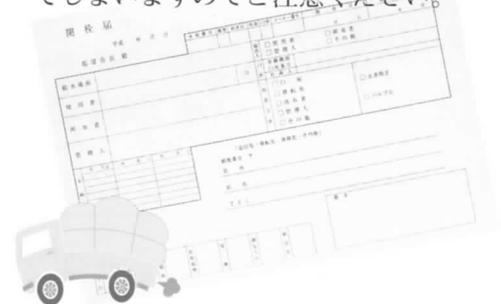
『お引越しが決まったら』

市営の上水道、簡易水道を現在ご使用しているか、ご利用予定の方は、お引越しの予定日前に使用中止の届出(閉栓届)若しくは、給水使用申込(開栓届)の手続きが必要です。なお、閉栓・開栓届の手続きには、それぞれ手数料300円がかかります。

届出(申込)先

都留市役所庁舎裏 水道課窓口
午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜、日曜、祝祭日を除く平日のみの受付です。)

※閉栓届が提出されない場合はご使用の有無にかかわらず、基本料金が発生し続けてしまいますのでご注意ください。



問合せ先 水道課 業務担当